

安農振第788号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安来市長 田中武夫

市町村名 (市町村コード)	安来市 (322067)
地域名 (地域内農業集落名)	安来地区 (後飯島、前飯島、今村、加茂、宮内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化とともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

法人1経営体((株)小林電機)

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

条件の悪いところは保全管理で精いっぱいであり、今後は担い手への集積をどのように進めて行くかを地域全体で協議していくことが重要である。

水稻を主要作物とし、地域内の担い手(認定農業者、法人等)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

状況把握に努め、担い手への集約を図る。

現在すでに耕作を辞めることが想定されている農地について、隣地で耕作している担い手に積極的に集約を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もある。優良農地については中間管理機構を活用して担い手への集積・集約化を図る。

現在耕作をしているが利用権が設定されていない農地について、機構の活用を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道、水路の補修や管理を多面的機能支払を活用しながら実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJA等と連携して、法人の後継者確保に向けた、相談体制をつくる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金等事業活用により、農地や農道等保全管理のための取組を進める